

## 憲法 B ( 統治機構 )

担当：柳瀬 昇

### 第 5 回 内閣と行政権 ( 2 )

今回は、日本国憲法に定める内閣と行政権の規定を概観しながら、議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。

#### 3. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限 ( 承前 )

- ・ 内閣総理大臣の権限には、国務大臣の任免権 (68 条) や国務大臣訴追の同意権 (75 条) などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し (72 条)、法律・政令へ連署する (74 条)。
- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う (66 条 3 項)。
- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない (69 条、70 条)。

#### 4. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会と政府とを直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制 (大統領制) と、国民が議会を選挙で選出し、その議会によって政府を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。

- ・ 議院内閣制の本質を挙げるとき、(1) 議会と政府とが一応分離していること、(2) 政府が議会に対して連帯責任を負うこと、(3) 政府が議会の解散権をもつこと、という3つが考えられるが、そのうち(1)と(2)を本質であるという見解と、それに加えて特に(3)も本質であるという見解とが対立している。
- ・ 日本国憲法が国政について議院内閣制を採用していることは、内閣が連帯して国会に責任を負うこと(66条3項)、内閣総理大臣を国会が指名すること(67条1項、2項)、内閣総理大臣その他の国务大臣の過半数が国会議員であること(67条1項、68条1項但書)、衆議院が内閣に対して不信任決議を行いうること(69条)からも明らかである。一方、地方政治においては、首長制が採用されている(93条2項)。

## 5. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に議員の資格を失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐる7条説、69条説、65条説などが対立している。

第2回から第5回までの講義の復習として、教科書第12章を読んでおきましょう。

次回からの3回では、裁判所と司法権・違憲審査権について検討します。